

基幹統計調査の承認の状況

(令和6年4月分)

令和6年5月22日
総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
建築着工統計調査	国土交通大臣	以下のとおり、調査計画を変更 ① 調査方法の変更 建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査について、都道府県から国への郵送等による調査票の提出を廃止し、オンラインに統一。また、建築工事費調査についても、郵送による回答を廃止し、オンラインに統一（令和6年4月分調査から） ② 集計事項の変更 建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査について、令和2年4月以降公表を取りやめていた集計表のうち、市区町村別集計を再開（令和6年4月分調査から） ③ 公表方法の変更 インターネットと印刷物により行っていた公表について、印刷物の作成を取りやめ（令和4年度分結果公表から）	R6.4.12

（注）本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。